

営繕第2号  
令和8年4月7日

関係団体の長 殿

土木部長

週休2日工事（営繕工事）の試行について

このことについて、「週休2日工事（営繕工事）」試行要領（令和7年5月 富山県土木部）を改正し、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改定概要

別紙「週休2日工事（営繕工事）」試行要領（令和8年4月 富山県土木部）のとおり。

※富山県土木部営繕課のホームページの『週休2日工事（営繕工事）について』から閲覧できます。

<http://www.pref.toyama.jp/1508/kendodukuri/toshikeikaku/kenchiku/kj00021742.html>

2 適用

令和8年4月13日以降に公告又は指名通知を行うものから適用する。

事務担当 営繕課営繕第二係  
TEL: 076-444-3363